

相模原市宅地造成及び特定盛土等規制法の施行等に関する条例(案)及び相模原市開発事業基準条例の改正(案)の概要について

1 制定及び改正の趣旨

令和3年7月に静岡県熱海市で発生した大規模な土石流災害等を踏まえ、宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)により宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)が改正され、宅地造成及び特定盛土等規制法(以下「盛土規制法」という。)として、崖崩れ等による災害の防止を目的として危険な盛土等が包括的に規制されることとなりました。

盛土規制法においては、市長が盛土等の工事を規制する区域(以下「規制区域」という。)を指定することができることされており、本市においては令和7年4月1日に規制区域を指定し、盛土等により人家等に危害が生ずるおそれの大きい区域を漏れなく規制することとします。

この規制区域の指定に伴い、近隣住民等への周知等の手続、盛土規制法に基づく中間検査の特定工程等に係る基準の上乗せのほか、大規模な盛土又は土石の堆積が行われる際の保証金の預託等について定めるため、相模原市宅地造成及び特定盛土等規制法の施行等に関する条例を制定するものです。

また、大規模な盛土を伴う開発行為についても保証金の預託等について定めるため、相模原市開発事業基準条例(平成17年相模原市条例第59号)を改正するものです。

2 相模原市宅地造成及び特定盛土等規制法の施行等に関する条例(案)の構成

- (1) 趣旨
- (2) 定義
- (3) 土地の形質の変更等に関する照会
- (4) 境界の明確化
- (5) 予定標識の掲示
- (6) 近隣住民等への周知
- (7) 意見の申出
- (8) 工事説明報告書の提出

- (9) 再意見の申出
- (1 0) 協定の締結
- (1 1) 許可前の計画変更等の届出
- (1 2) 着手の届出
- (1 3) 変更の届出
- (1 4) 中間検査の特定工程等
- (1 5) 定期の報告事項
- (1 6) 特定盛土等又は土石の堆積の規模
- (1 7) 保証金の預託
- (1 8) 保証金の預託の特例
- (1 9) 保証金の使途
- (2 0) 質権の実行
- (2 1) 質権設定契約の解除
- (2 2) 委任

3 相模原市開発事業基準条例の主な改正内容

- (1) 開発行為の許可を受けようとする者は、当該開発行為に係る盛土の高さが 1 0メートルを超えるものであるときは、当該開発行為の適正な施行を保証するため、あらかじめ、市長と協議して定めた金融機関に、保証のための現金(以下「保証金」という。)を定期預金により預け入れなければならないこととします。
- (2) 保証金の額は、3 0 0 万円及び盛土の土量に 1 立方メートル当たり 5 0 0 円を乗じて得た額の合計額とします。
- (3) 保証金を預け入れた者は、預け入れた保証金に市を質権者とする質権を設定するため、市と質権設定契約を締結しなければならないこととします。
 - (1)で開発行為の許可を受けた者が、変更の許可を受けようとする場合(盛土の土量が増加する場合に限る。)についても、あらかじめ、市長と協議して定めた金融機関に、保証金を定期預金により預け入れなければならないこととし、保証金の額は、当該増加する盛土の土量に 1 立方メートル当たり 5 0 0 円を乗じて得た額とします。

4 今後のスケジュール

令和6年	9月13日	規制区域の候補区域の公表
	9月15日から	パブリックコメント(意見募集)の実施
	10月15日まで	
	11月	市議会12月定例会議に条例案を提出
令和7年	4月1日	規制区域の指定及び条例の施行